

# 京都大学医学研究科附属動物実験施設管理規程

## (施設の目的)

第1条 京都大学医学研究科附属動物実験施設(以下「施設」という。)は、医学研究科・医学部(基礎・臨床)における医学に関する動物実験、実験用動物の生産、飼育管理及び実験用動物の開発、教育及び研究を行うことを目的とする。

## (職員構成)

第2条 施設に次に掲げる職員を置く。

- 一 施設長
- 二 教授
- 三 助教授
- 四 助手
- 五 技術職員
- 六 その他必要な職員

2 施設長は、京都大学医学研究科附属研究施設長候補者選考内規により決定する。

3 施設長は、医学研究科長の監督の下に施設の業務を掌理する。

## (管理委員会)

第3条 第1条の目的を達成するため、医学研究科に動物実験施設管理委員会(以下「管理委員会」という。)を置き、施設の重要事項を審議する。

第4条 管理委員会は、次の者をもって組織する。

- 一 研究科長
- 二 病院長
- 三 施設長
- 四 基礎関係教授又は助教授 4名
- 五 臨床関係教授又は助教授 4名
- 六 施設教授又は助教授
- 七 その他研究科長が必要と認めた者 若干名

2 職務上の委員のほかは、研究科長が委嘱し、その任期は2年(途中欠員が生じた場合は、前任者の残任期間)とする。但し、重任は妨げない。

第5条 管理委員会は、施設長が招集し、その議長となる。

第6条 管理委員会は、委員の過半数の出席がなければ開催することが出来ない。

( 経 費 )

第7条 施設の管理運営に必要な経費は、施設運営経費のほか、医学研究科・医学部（基礎・臨床）各研究領域の歳出予算を充当するものとする。

2 前項の経費の使途等については、管理委員会において審議する。

( 運営委員会 )

第8条 施設の運営を円滑にするため、施設に運営委員会を置き、組織・運営に関する必要な事項を審議し、処理する。

( 細 則 )

第9条 この規程のほか、運営委員会及びその他必要な事項の細則は、別に定める。

附則

この規程は、昭和48年11月8日から施行し、昭和47年5月1日から適用する。

附則

この規程は、昭和62年7月23日から施行し、昭和61年6月1日から適用する。

附則

1. この規程は、平成7年9月25日から施行し、平成7年4月1日から適用する。
2. 本規程については、当分の間、「医学部」とあるのは「医学研究科」と、「医学部長」とあるのは「医学研究科長」と適宜読み替えるものとする。

附則

1. この規程は、平成10年4月9日から施行する。
2. 附則 [平7-9-25] 第2項は廃止する。